

高機能消防指令センターシステム機器等更新業務委託

仕 様 書

令和4年度

佐野市消防本部

## 第1章 総 則

### 1 適用範囲

本仕様書は佐野市消防本部（以下「当本部」という。）の高機能消防指令センターの指令台（副席）受付操作部LCD、署所端末装置表示部LCD、バッテリー及び多目的表示盤映像制御装置のハードディスク更新業務について定めたものである。

### 2 履行場所

佐野市消防本部 通信指令課	栃木県佐野市富岡町1391
佐野市東消防署	栃木県佐野市富岡町1391
佐野市西消防署	栃木県佐野市石塚町985-1
佐野市西消防署北分署	栃木県佐野市多田町3092-1
佐野警察署	栃木県佐野市浅沼町573-6

### 3 積算範囲

本事業に必要となる費用の総額について積算すること。また、費用積算時に以下の項目を含むこと。

- (1) ハードウェア及びソフトウェアのほか、マニュアル等の付属品の費用を含めること。
- (2) 調達機器の導入に係る一切の費用を含めること。
- (3) 稼働時に必要となるライセンス一式を含めること。
- (4) 機器導入に伴う搬入、設置、プログラム等のインストール、環境設定作業を含めること。
- (5) システム稼働時に関わるシステムエンジニアリング作業を含めること。
- (6) システム更新に伴う運用サポートの費用を含めること。

### 4 調達機器の数量及び仕様

- (1) 調達機器等の数量及び仕様は、本仕様書の各項目に定めるものとする。
- (2) 調達機器については、本仕様書に定める性能または同等以上の性能を有する機器とする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項は、本市と協議を行い指示に従うこと。

### 5 提出書類

受注者は契約又は履行に際して発注者に提出する資料は、次のとおりとする。

- (1) 工程表 2部
- (2) 更新作業報告書 2部

## 6 既設機器の撤去

- (1) 更新により撤去される機器の解体、搬出及び廃棄等に係るすべての費用は、受注者の負担とする。その際、解体・廃棄の報告書を提出することとする。
- (2) 機器の解体、搬出及び廃棄等に係るすべての費用の中には、データ消去も含み、データの消去方法は物理的に破壊、または、米国家安全保障局（NSA）推奨方式以上のセキュリティレベルでデータを削除すること。

## 7 秘密の保持

業務を実施するうえで更新機器の各種データは適切に取り扱い、外部に漏れることの無いよう万全を期すこと。また業務が終了した後においても同様とすること。

## 8 保証期間

運用開始後1年以内の作業不完全、機器の欠陥不良等が確認されたときは、受注者は無償で修理又は良品と交換するものとする。

## 9 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日までとする。

## 10 疑義

この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、当本部と受注者が協議のうえ決定するものとする。

## 第2章 装置・設定作業仕様

本事業は高機能消防指令センターにおいて、継続した119番通報の受信、指令放送、及び各種119番通報受付処理業務を可能とし、緊急時のシステム運用を維持したうえで、指令台（副席）受付操作部LCD、署所端末装置表示部LCD、バッテリー及び多目的表示盤映像制御装置のハードディスク交換を行う。

### 1 交換数量

(1) 指令台（副席）	受付操作部LCD	2台
(2) 署所端末装置	表示部LCD	4台
(3) 署所端末装置	バッテリー	4台
(4) 多目的表示盤映像制御装置	ハードディスク	2台

### 2 装置・設定作業仕様

#### (1) 指令台（副席）受付操作部LCD

更新するLCDは既設指令台（副席）に接続し、119番通報の受付、各種放送、電話回線発信等の操作が継続して運用可能であること。

ア 既設指令台 型式 HA-4240（富士通ゼネラル製）

#### イ 規格等

- ① 表示部 12インチタッチパネル方式LCD
- ② 解像度 1024×768ppi
- ③ 表示色 26万色以上
- ④ タッチ方式 アナログ抵抗膜方式
- ⑤ 入力電源 直流12V
- ⑥ 消費電力 12W

#### ウ 機能

LCD表示部タブソフトキーにて、119・指令放送・指令通話・局線・内線・専用線・庁内放送・無線・転送等が選択でき、各項の回線名称の表示、受付及び放送等の操作ができること。

#### エ 装置動作設定・調整項目

既設指令台（副席）の12インチLCD部分を更新し、指令台側と接続し、下記の設定及び動作確認を行うこと。

- ① 画面タッチ操作及びマウス操作において、画面表示切替え、各操作の選択、接続

及び切断が可能とすること。

- ② 119番入電時の着信が、表示可能とすること。
- ③ 各署所の端末装置を選択可能とすること。
- ④ 選択した各署所の端末装置に向けて、指令放送が可能とすること。
- ⑤ 選択した各署所の端末装置との接続、通話が可能とすること。
- ⑥ 局線、内線、専用線の接続、通話が可能とすること。
- ⑦ 消防無線の接続、送受信が可能とすること。
- ⑧ 入電した119番通報を、他の消防本部の通信指令センターへ転送が可能とすること。

## (2) 署所端末装置表示部LCD

交換するLCDは既設署所端末装置の表示部LCDとする。

ア 既設署所端末装置 型式 HA-3500TA (富士通ゼネラル製)

イ 規格等

- |         |              |
|---------|--------------|
| ① 表示部   | 5.7インチカラーLCD |
| ② 解像度   | 320×240ppi   |
| ③ 表示色   | 256色以上       |
| ④ タッチ方式 | アナログ抵抗膜方式    |
| ⑤ 入力電源  | 直流12V        |
| ⑥ 消費電力  | 1.5W         |

ウ 機能

LCD表示部において、出動車両、指令情報の確認、及び放送系統の設定が可能であること。

エ 装置動作設定・調整項目

既設署所端末の5.7インチLCD部分を更新し、指令台側との接続し、下記の設定及び動作確認を行うこと。

- ① 画面タッチ操作において、画面切替え、項目選択が可能とすること。
- ② 車両動態の選択、表示が可能とすること。
- ③ 指令情報の選択、表示が可能とすること。
- ④ 放送系統の設定が可能とすること。

オ 更新署所は次のとおりとする。

- ① 佐野市東消防署
- ② 佐野市西消防署

- ③ 佐野市西消防署北分署
- ④ 佐野警察署

(3) 署所端末装置バッテリー

署所端末装置の非常用直流12V電源装置のバッテリーを更新し、停電等による障害が発生した際に、本装置の動作を可能とすること。

ア 既設署所端末装置 型式 HA-3500TA (富士通ゼネラル製)

イ 既設バッテリー規格等

- ① 公称電圧 12V
- ② 容量 24Ah (24時間率)
- ③ 外観寸法 約H125 (箱高) ×W166 ×D175mm
- ④ 質量 約7.8kg
- ⑤ 型式 12M24タイプ
- ⑥ メーカー 古河電池製

ウ 装置動作設定・調整項目

既設署所端末の非常用直流12V電源装置バッテリーを更新し、停電等による障害発生時において、署所端末の電源供給が非常用電源に切り替え可能とすること。

エ 更新署所は次のとおりとする。

- ① 佐野市東消防署
- ② 佐野市西消防署
- ③ 佐野市西消防署北分署
- ④ 佐野警察署

(4) 多目的表示盤映像制御装置ハードディスク

多目的表示盤(4面マルチ表示盤×3面)映像制御装置のハードディスクを最新のものに交換し、多目的表示盤の継続した運用を行う。

ア 既設表示盤 型式 LW-4680 (デルタ製)

イ 既設映像制御装置 型式 HF-W2000 (日立製)

ウ ハードディスク規格等

- ① インターフェース SATA
- ② 容量 160GB以上
- ③ 回転数 7200rpm
- ④ 寸法 2.5インチ

## エ 装置動作設定・調整項目

既設多目的表示盤映像制御装置のハードディスクを更新し、下記の設定及び動作確認を行うこと。

- ① 既設多目的表示盤映像制御装置ハードディスクの入替え、交換作業を行うこと。
- ② 交換前に既設ハードディスクによる動作確認を行い、当該ディスクデータのバックアップを行うこと。
- ③ ハードディスクのデータは、多目的表示盤の表示パターンを制御するプログラム及び各表示画面の映像制御を監視するプログラムであること。
- ④ バックアップしたデータを新設ハードディスクに復元すること。
- ⑤ 更新後は多目的表示盤の映像出力状況を確認すること。
- ⑥ 表示盤には、下記の画面を表示可能とすること。
  - ・車両出動管理及び多目的情報（災害状況、注意報・警報、気象情報）
  - ・各指令台から支援情報装置、自動出動指定装置、地図等検索装置 1 及び地図等検索装置 2 の画面
  - ・指令システムの各 P C から緊急通報装置、気象メンテ P C、W e b 1 1 9 番及び署所監視 W e b カメラの画面
  - ・その他として T V チューナー及び D V D 画像録画装置の画面
- ⑦ 画像選択装置において、多目的表示盤の表示パターン作成、設定が可能とすること。
- ⑧ コムボードの多目的スイッチにより、多目的表示盤の表示パターン切替えが可能とすること。

## 3 その他注意事項

- (1) 更新作業は、高機能消防指令センター及び各署所の 1 1 9 番通報処理業務に支障のないように作業を行うこと。
- (2) 更新作業完了後は各装置の動作確認を行うこと。
- (3) 本仕様に記載されていない事項は、当本部と協議して作業を実施すること。
- (4) 更新作業に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ当本部通信指令課監督員に申し出てその承認を得ること。
- (5) 受注者は高機能消防指令センターで扱う指令情報の秘匿性を保つこと。
- (6) 既設システムを運用しながらの作業とし、高機能消防指令センターに精通する技術者により更新を行うこと。

